

## 9. 協働・共創によるまちづくりの実現に向けて

都市・地域づくりを実現するための協働・共創体制の構築と基本的な取り組みを明らかにした上で、それらを実現するための施策・方策について検討し、まちづくりの検討課題を整理します。

### 9-1 協働・共創体制の構築

国が主導になって進められている地方分権・権限委譲の一環として、地域主導のまちづくりが進められており、そのため制度の充実が図られています。

つまり、今後のまちづくりの主体は地域住民であり、「地域住民によるまちづくりへの発意、創意工夫を持った取り組み」があってはじめて実現に向けて進めることが可能になります。都市計画マスタープランにおいて盛り込んだ、まちづくりを実現するための「地区計画制度」は、地域住民が主体となったまちづくりを支援するものであり、今後のまちづくりの基本的な取り組みになるものと考えられます。

その際の地域住民と行政との役割分担のイメージについては、以下に示すとおりであり、相互に理解と協力を持ちながら取り組むことが望めます。

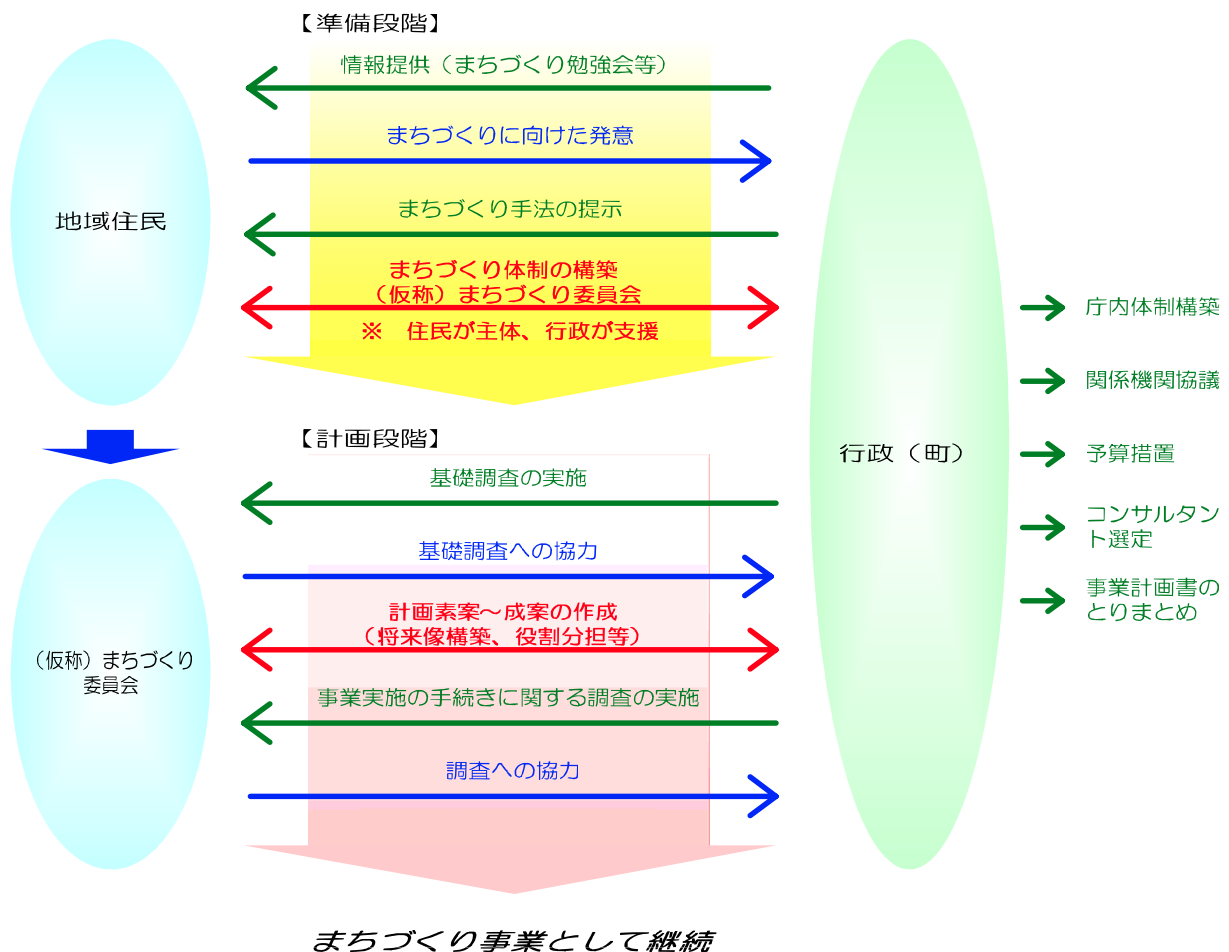
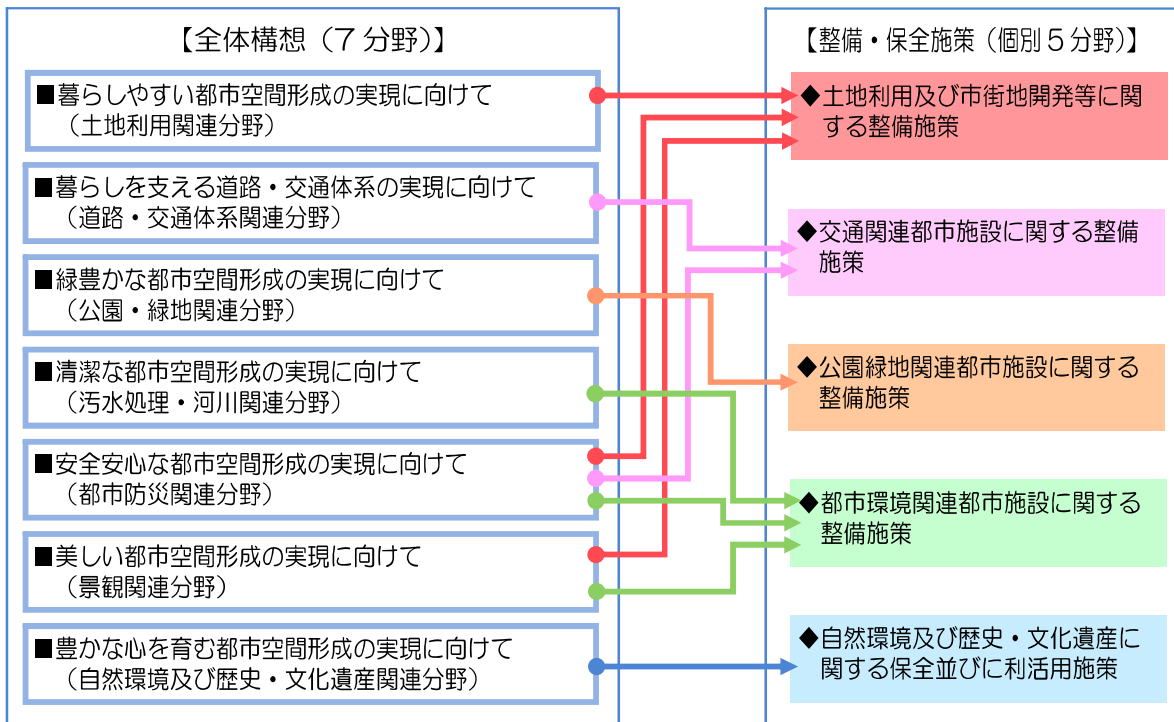


図9-1-1 まちづくりの実現に向けた協働・共創体制のイメージ

## 9-2 都市・地域づくりの実現方策

### (1) 基本的な考え方

- ◆整備・保全施策の選定にあたっては、「都市づくりの実現に向けて」（全体構想）において系統づけた7分野について、下図に示す個別5分野に分類した上で、本町にあって適切な手法を抽出します。
- ◆ただし、個別事業・制度を統合（パッケージ）した「社会資本整備総合交付金制度」に見られるように、近年は個別事業・制度レベルといった視点ではなく、地区一括での事業採択にシフトしつつあることから、今後は、「地区の将来像を実現するための事業・制度の組み合わせ」といった視点から取り組むことが必要になってきます。



出典：国土交通省  
都市再生整備計画事業  
パンフレット

図9-2-1 都市再生整備計画事業によるまちづくりのイメージ

## (2) 整備プログラム

- ◆これまで検討してきた整備・保全施策を総括し、都市整備分野に関する整備プログラム（段階的整備方策）として検討した結果は、以下に示すとおりです。
- ◆なお、ここに位置づけた実現化方策としての整備・保全施策については、現時点で想定しうるものであり、計画熟度の進捗やその時期に併せて柔軟に対応していくものとします。

### 【整備プログラムの検討表：その1】

分野	施策	対象	実現化方策（整備・保全施策）※	整備プログラム	
				短期	長期
土地利用及び市街地開発	既成市街地における居住環境・商業環境の整備	・(都)中央通り線(旧国道354号)沿道の区域	◆ 地区計画制度(地区施設整備、街区の整序化)		○
		・(都)中央通り線(旧国道354号)以南の区域	◆ 地区計画制度(地区施設整備、街区の整序化) ⇒ 今後の市街化動向から土地区画整理事業へのシフトも念頭に置く		○
		・(都)板倉館林線((一)板倉・粕谷・館林線以南の区域)	◆ 地区計画制度(建物用途規制による土地利用の純化)の検討	○	
		・大林地区	◆ 地区計画制度 ◆ 土地区画整理事業 ◇ 都市再生整備計画事業 ◇ 中心市街地活性化事業		○
	・雷電神社周辺地区(参道、商店街を含む住宅地エリア)	◆ 地区計画制度(地区施設整備、街区の整序化) ⇒ 今後の市街化動向から土地区画整理事業へのシフトも念頭に置く		○	
	既存集落地における居住環境の整備	・北地区、南地区、東地区における主要集落地	◆ 地区計画制度(地区施設整備、街区の整序化) ⇒ 今後の市街化動向から土地区画整理事業へのシフトも念頭に置く		○
	新たな居住空間の創出・整備	・川入東地区	◆ 地区計画制度 ◆ 土地区画整理事業 ◇ 都市再生整備計画事業	○	
新たな生活サービス空間の創出・整備	・(都)板倉館林線((一)板倉・粕谷・館林線沿道の区域)	◆ 地区計画制度もしくは開発許可制度の運用 ◆ 土地区画整理事業 ◇ 都市再生整備計画事業		○	
新たな生産業務空間の創出・整備	・板倉ニュータウン地区	◆ 新住宅市街地開発事業の見直し ◆ 用途地域の見直し ◆ 地区計画の見直し	○		
板倉工業団地の拡張整備	・板倉工業団地(隣接農地)	◆ 工業団地造成事業 ⇒ 農振地域除外及び都市計画変更	○		

※ ◆：個別整備・保全、◇：パッケージ事業

## 【整備プログラムの検討表：その2】

分野	施策	対象	実現化方策（整備・保全施策）※1	整備プログラム	
				短期	長期
交通関連施設等に関する整備	幹線道路の整備	・都市計画道路 ・都市計画道路以外の主要幹線道路及び幹線道路	◆ 街路(道路)事業[他のインフラ整備を兼ねる場合地区計画]	○※2	○※2
	生活道路の整備	・生活道路（その他主要道路）	◆ 街路(道路)事業[他のインフラ整備を兼ねる場合地区計画] ◆ 交通安全施設整備事業	○※2	○※2
	コミュニティ軸の整備	・(都)中央通り線(旧国道354号)、(都)公園通り線、(都)雷電通り線、(都)板倉館林線((一)板倉・粕谷・館林線)のうち、コミュニティ空間として整備する区間	◆ 街路(道路)事業[他のインフラ整備を兼ねる場合地区計画] ◆ 交通安全施設整備事業（駐車場の整備にも活用可能）	○※2	○※2
	自転車道及び休憩所の整備	・自転車道として位置づけた路線・区間 ・休憩所として活用可能な空地等	◆ 交通安全施設整備事業	○※2	○※2
	バス交通の充実	・基幹バス路線の強化及び町内循環バスの導入 ・バス停の整備・充実	◆ 交通安全施設整備事業（バス停部分）	○	
公園緑地関連都市施設等に関する整備	都市公園の整備	・地区公園、近隣公園、街区公園	◆ 公園整備事業	○	
	地域の活動拠点、まちかどの整備	・既存集落における主要交差点周辺、集会場周辺	◆ 地域コミュニティ活動拠点、スポーツレクリエーションの振興等を活用した空間整備	○※2	○※2
	水の軸における緑道整備とポケットパークの配置	・河川管理通路の遊歩道化とポケットパーク	◆ 河川整備事業 ◆ 緑道等の指定を含めて道路事業も活用可	○※2	○※2
	幹線道路の緑化とポケットパークの配置	・幹線道路の緑化とポケットパーク	◆ 交通安全施設整備事業 ◇ 都市再生整備計画事業	○※2	○※2
	風致地区の指定	・合の谷地区 ・各地区内の平地林	◆ 風致地区または緑地保全地区等の指定検討※3	○	
	緑地保全地区の指定	・離山貝塚 ・各地区内の平地林	◆ 風致地区または緑地保全地区等の指定検討※3	○	
	建物緑化の推進	・宅地	◆ 緑化協定	○	
都市環境関連施設等に関する整備	汚水処理の推進	・事業認可区域内（板倉ニュータウン地区内）	◆ 公共下水道事業	○※2	○※2
		・事業認可区域を除く区域	◆ 浄化槽設置整備事業	○※2	○※2
	河川の改修	・板倉川、谷田川 ・遊水池	◆ 河川事業 ◆ 総合農地防災事業	○	
	避難路及び避難場所の整備	・主要避難路として位置づけた路線 ・主要避難地	◆ 防災公園(避難場所)	○	
街並み関連協定	・西地区内の宅地	◆ 街並み協定	○		
自然環境及び歴史・文化遺産の保全並びに利活用施策	田園環境の保全	・優良農地(農用地区域)及び平地林	◆ 農用地区域指定（継続） ◆ 保安林指定（新規） ◆ 緑地保全地区または風致地区(平地林)の指定（新規）	○	

※1 ◆：個別整備・保全、◇：パッケージ事業

※2 対象とする位置及び区域、路線・区間等によって供用年次に差が生じるもの

※3 風致地区及び緑地保全地区のいずれかを適宜適正に選択

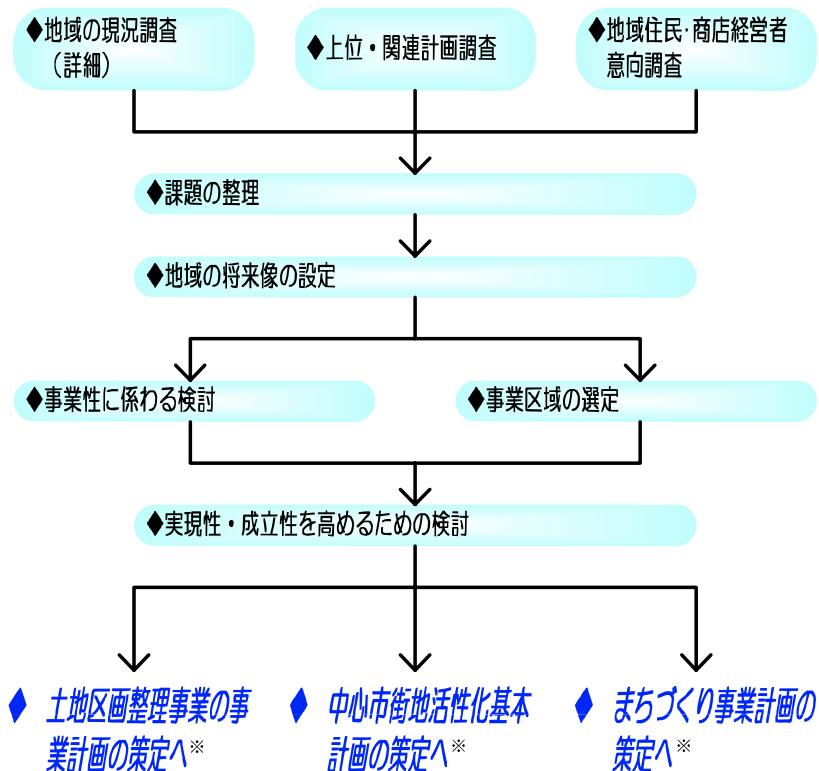
## 9-3 実現に向けた課題

### (1) 重点的に取り組む施策

#### 【既成市街地（西地区）の再構築】

- ◆市街化区域内における面整備等の市街地整備未整備区域については、土地区画整理事業等の面整備事業による市街地整備が一般的ですが、事業に要する期間と費用が膨大なものであることから、着手が困難となっており、道路、公園、下水道等の都市基盤の整備が遅れています。
- ◆このため、未整備市街地についての整備計画を策定し、事業性を踏まえた整備単位ごとの区域設定を行うことで、地区計画等による段階的な整備の促進を検討する必要があります。
- ◆ただし、商店街を含む雷電神社周辺地区の整備については、西地区ひいては町全体の拠点形成に係わる重要な事業として、行政主導による基幹事業（土地区画整理事業）を先行的に実施する必要があるとあり、地域住民及び商店経営者の理解と協力及び協働作業のもとで、事業区域の設定や事業内容等について煮詰めることが必要です。
- ◆併せて、商業の活性化に係わる事業も同時に実施し、中心市街地活性化基本計画（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化推進に関する基本計画）やまちづくり事業計画（まちづくり交付金制度を活用するための基本計画）を定めることが望まれます。

#### 【雷電神社周辺地区の整備フロー】

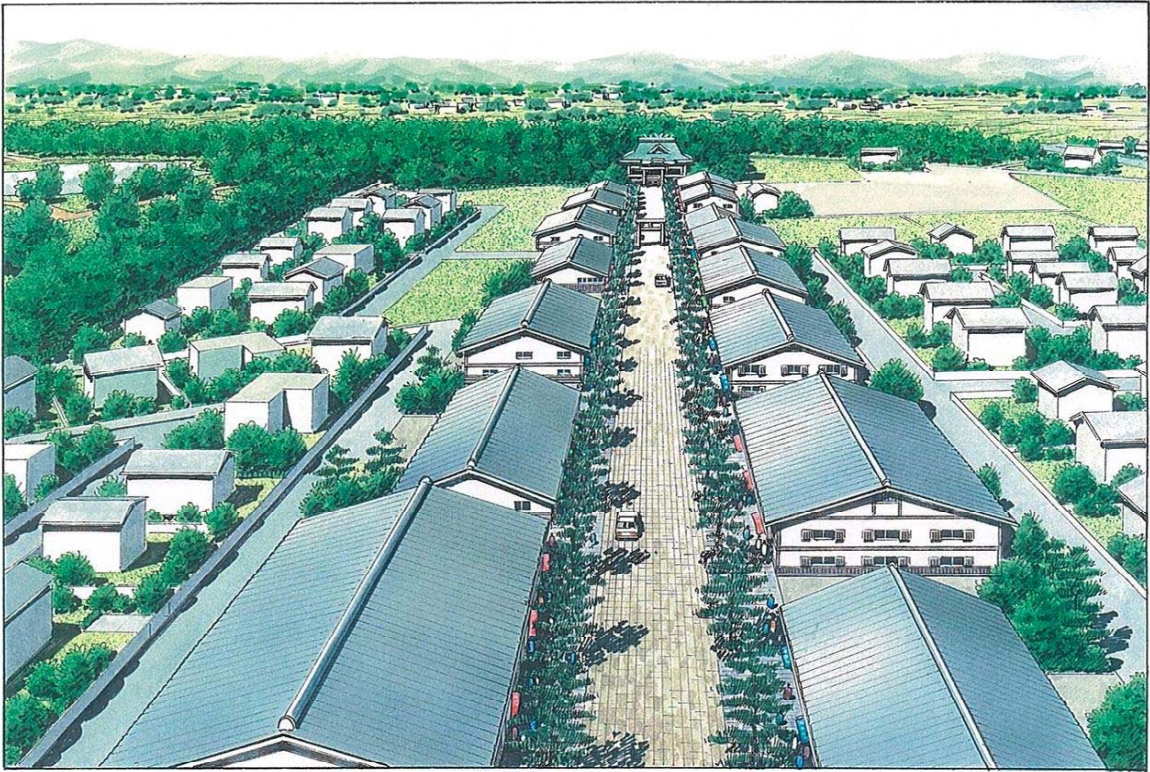


- 地域住民及び商店経営者から構成されるまちづくり委員会を設立し、定期的に勉強会や現地踏査会を開催
- 計画の調査段階から計画内容の立案に参画

まちづくりへの参加の継続

※ 最も適合すると考えられる計画を適宜適正に選択

【雷電神社周辺地区の整備イメージ図】



【“まちかど”の整備イメージ図】



### 【拠点地区における地区整備計画の策定と事業手法の確立】

- ◆新センター地区や粕谷地区といった拠点地区の整備については、現在、市街化調整区域であるため、地区計画制度、単独事業や開発許可制度の運用等による整備が基本となり、土地区画整理事業等の面的整備で実施する場合には、市街化区域への編入を行う必要があります。拠点地区は今後本町の発展に資する地区であるものの、人口減少・高齢化の進展等の社会情勢を踏まえると、市街化区域への編入を前提とするのではなく、町全域の市街化動向を踏まえ、拠点地区の整備・事業手法を検討していく必要があります。
- ◆したがって、市街化動向を踏まえた上で整備計画の策定を行う他、主要なアクセス道路となる（都）3.4.5 板倉館林線（（一）板倉・粕谷・館林線）については、沿道土地利用に対応した歩道の拡幅、自転車道及び植栽帯の整備等を図るために必要な都市計画変更等が必要になります。

### 【既存集落地及び幹線道路沿道における商業集積に伴う地区計画等の検討】

- ◆既存集落地における都市基盤整備及び幹線道路沿道における商業集積については、基本的には地区計画制度による整備が望まれますが、整備規模や都市基盤整備のレベルによっては、単独事業や開発許可制度の運用等による事も考えられます。
- ◆したがって、個別の地区について、現在の状況及び将来の姿を明示するとともに、地区の状況に応じた具体的な事業手法を位置づけるために、地区整備計画の検討が必要です。

### （２）今後の板倉ニュータウン整備への取り組み

- ◆新市街地として位置づけた板倉ニュータウンは、分譲計画が円滑に進んでおらず、当初計画に盛り込まれている公共公益施設等の整備が進んでいません。
- ◆このため、当初予定された定住化が促進されず、それに伴い事業計画が遅延する等、悪循環が生じています。
- ◆以上のことから、群馬県及び板倉町において新住宅市街地開発事業の変更が検討され、板倉ニュータウン地区北部を対象に産業系土地利用への転換を図ろうとすることになりました。
- ◆板倉町では、板倉ニュータウン地区の新住宅市街地開発事業の変更に併せて、用途地域の変更及び地区計画の変更を行います。
- ◆今後は、これらの変更に基づき、板倉ニュータウン地区内の住民との合意形成を図ることにより、住環境の維持・増進、定住化の促進、新たな業務空間の創出、円滑な事業計画の推進を行います。

### (3) 板倉工業団地拡張整備への取り組み

- ◆板倉工業団地における拡張整備については、農業振興地域の除外及び市街化区域への編入、用途地域の指定等の手続きを関係機関との調整の中で進めていくとともに、新たに拡大される産業系土地利用における事業計画を策定する必要があります。
- ◆事業計画の策定においては、基礎資料として事業規模の妥当性や誘致企業・業種、道路や排水施設、公園・緑地等の関連施設配置等について検討していきます。
- ◆また、農業振興地域の除外及び市街化区域への編入等においては、事業計画の策定における基礎資料を用いて関係機関との調整を行います。
- ◆さらに、周辺環境と調和した土地利用を図り、将来にわたり良好な環境を維持・増進するため、地区計画を併用することにより、建築物の規制・誘導及び緑化の推進等を定めることが望めます。